

参照条文

○ 行政手続法（平成 5 年 11 月 12 日法律第 88 号）（抄）

（審査基準）

第五条 行政庁は、審査基準を定めるものとする。

2・3 （略）

○ 恩給法（大正 12 年 4 月 14 日法律第 48 号）（抄）

第六十五条 （略）

2 （略）

3 前項ノ扶養家族トハ増加恩給ヲ受クル者ノ退職当時ヨリ引続キ之ニ依リ生計ヲ維持シ又ハ之ト生計ヲ共ニスル祖父母、父母、未成年ノ子及重度障害ノ状態ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナキ成年ノ子ヲ謂フ

4・5・6 （略）

第七十四条 成年ノ子ハ公務員ノ死亡ノ当時ヨリ重度障害ノ状態ニ在リ且生活資料ヲ得ルノ途ナキトキニ限り之ニ扶助料ヲ給ス

第七十五条 （略）

2 （略）

3 前項ノ扶養遺族トハ扶助料ヲ受クル者ニ依リ生計ヲ維持シ又ハ之ト生計ヲ共ニスル公務員ノ祖父母、父母、未成年ノ子又ハ重度障害ノ状態ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナキ成年ノ子ニシテ扶助料ヲ受クベキ要件ヲ具フルモノヲ謂フ